

令和 8 年 5 月

太田市議会臨時会議案

目 次

番号	議案番号	件名	ページ
1	議案第38号	太田市副市長選任の同意について	1
2	議案第39号	太田市教育委員会教育長任命の同意について	2
3	議案第40号	太田市監査委員選任の同意について	3
4	議案第41号	人権擁護委員候補者の推薦について	4
5	議案第42号	令和7年度太田市一般会計補正予算(第9号)についての専決処分について	5 (別冊)
6	議案第43号	令和7年度太田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についての専決処分について	6 (別冊)
7	議案第44号	令和7年度太田市八王子山墓園特別会計補正予算(第2号)についての専決処分について	7 (別冊)
8	議案第45号	令和7年度太田市介護保険特別会計補正予算(第4号)についての専決処分について	8 (別冊)
9	議案第46号	令和7年度太田市太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)についての専決処分について	9 (別冊)
10	議案第47号	太田市市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について	10
11	議案第48号	太田市都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分について	16
12	議案第49号	太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について	19

議案第38号

太田市副市長選任の同意について

次の者を太田市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年5月15日提出

太田市長 穂積昌信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第39号

太田市教育委員会教育長任命の同意について

太田市教育委員会教育長江原孝育は、令和8年5月31日任期満了になるため、その後任に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年5月15日提出

太田市長 穂積昌信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第40号

太田市監査委員選任の同意について

太田市監査委員矢部伸幸は、令和8年5月14日退職したため、その後任に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年5月15日提出

太田市長 穂積昌信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第41号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年5月15日提出

太田市長 穂積昌信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第42号

令和7年度太田市一般会計補正予算（第9号）についての専決処分について

令和7年度太田市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し承認を求めらる。

令和8年5月15日提出

太田市長 穂積昌信

専決処分書

令和7年度太田市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月27日

太田市長 穂積昌信

令和7年度太田市一般会計補正予算（第9号）について 別冊

議案第43号

令和7年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての専決処分について

令和7年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し承認を求める。

令和8年5月15日提出

太田市長 穂積昌信

専決処分書

令和7年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月27日

太田市長 穂積昌信

令和7年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について 別冊

議案第44号

令和7年度太田市八王子山墓園特別会計補正予算（第2号）についての専決処分について

令和7年度太田市八王子山墓園特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し承認を求める。

令和8年5月15日提出

太田市長 穂積昌信

専決処分書

令和7年度太田市八王子山墓園特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月27日

太田市長 穂積昌信

令和7年度太田市八王子山墓園特別会計補正予算（第2号）について 別冊

議案第45号

令和7年度太田市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
の専決処分について

令和7年度太田市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によ
り、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し
承認を求める。

令和8年5月15日提出

太田市長 穂積昌信

専決処分書

令和7年度太田市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によ
り、次のとおり専決処分する。

令和8年3月27日

太田市長 穂積昌信

令和7年度太田市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
別冊

議案第46号

令和7年度太田市太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
についての専決処分について

令和7年度太田市太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し承認を求める。

令和8年5月15日提出

太田市長 穂積昌信

専決処分書

令和7年度太田市太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月27日

太田市長 穂積昌信

令和7年度太田市太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について 別冊

議案第47号

太田市市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

太田市市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し承認を求める。

令和8年5月15日提出

太田市長 穂積昌信

専決処分書

太田市市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

太田市長 穂積昌信

太田市市税条例の一部を改正する条例

太田市市税条例（平成17年太田市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に

改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項中「3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、」を削り、「当該軽自動車等の」を「その」に改め、「種別割によって」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）、第83条（見出しを含む。）、第85条（見出しを含む。）及び第86条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し、第88条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項第5号中「第82条第1項第1号ハ」を「第82条第1号ハ」に改め、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」

に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「軽自動車」に、「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「第3項」を「次項」に改め、同条第4項中及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項から第13項までを削り、同条第14項中「法附則第15条第32項」を「法附則第15条第31項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第15項中「法附則第15条第37項」を「法附則第15条第36項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第16項中「法附則第15条第40項」を「法附則第15条第39項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第17項中「法附則第15条第41項」を「法附則第15条第40項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第18項を第7項とし、第19項を第8項とする。

附則第10条の3第7項中「令附則第12条第16項」を「令附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「令附則第12条第19項」

を「令附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「令附則第12条第23項」を「令附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「令附則第12条第24項」を「令附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「令附則第12条第31項」を「令附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「令附則第12条第19項」を「令附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月

31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の太田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年

度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（太田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 太田市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年太田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

議案第48号

太田市都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

太田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し承認を求めらる。

令和8年5月15日提出

太田市長 穂積昌信

専決処分書

太田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

太田市長 穂積昌信

太田市都市計画税条例の一部を改正する条例

太田市都市計画税条例（平成17年太田市条例第76号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の見出し及び同項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第5項の見出し及び同項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第6項の見出し及び同項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第7項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第10項から第12項までの規定中「附則第7項」を「附則第8項」に改める。

附則第15項中「附則第12項」を「附則第13項」に改める。

附則第16項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第1

0項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「附則第8項、第10項及び第11項」を「附則第9項、第11項及び第12項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第12項」を「附則第13項」に、「附則第13項」を「附則第14項」に改める。

附則第17項中「、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の太田市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第49号

太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し承認を求める。

令和8年5月15日提出

太田市長 穂積昌信

専決処分書

太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

太田市長 穂積昌信

太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

太田市国民健康保険税条例（平成22年太田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第5項ただし書中「地方税法施行令に定める額を」を「3万円を」に、「当該地方税法施行令に定める額」を「3万円」に改める。

第32条第1項中「66万円」を「67万円」に、「地方税法施行令に定める額を」を「3万円を」に、「当該地方税法施行令に定める額」を「3万円」に改め、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の太田市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。